一般競争入札の実施に係る掲示

（電子入札対象案件）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに、「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

令和元年７月１７日
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

１　業務概要

（１）業務名

令和元年度都心部・臨海地域における駅まち一体開発検討業務

（２）業務内容　主な業務内容は以下のとおりである。

①　駅まち一体開発スキームの検討
②　鉄道整備と都市開発の時間差を解消する仕組みの検討
③　駅まち一体開発ガイドライン案の作成
④　関係機関との協議・調整等の支援

（３）履行期間　契約締結日の翌日から令和２年３月27日まで

（４）本業務においては、申請書の提出（ただし、資料は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」https://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間：４（２）の提出期間に同じ。
提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課　電話03-5323-4782
提出部数：２部（１部押印し返却します。）

２　競争参加資格

（１）次の①から⑤に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者ではないこと。
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者ではないこと。
③　当機構東日本地区における平成31・32年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資

格の認定を受けていること。

④　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

（２）平成21年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請による業務の実績を含む。）を有すること。

Ａ業務：　東京都の都市再生緊急整備地域※1)内で駅関連の交通基盤整備（駅前広場、連絡デッキ、地下道等）を含む都市開発事業に係る事業化検討業務※2)。

(※1)都市再生緊急整備地域とは、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定する地域をいう。

(※2)事業化検討業務とは、事業計画構築のための基本フレーム（施設建築物の整備計画、資金計画の素案等）を一体的に検討する業務をいう。

Ｂ業務：　東京都23区の1ha以上の開発の基本構想・基本計画・土地利用計画等の検討業務。

（３）次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

①　以下のいずれかの資格等を有する者であること。

・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
・技術士「建設部門（都市および地方計画)」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
・再開発プランナーの資格を有し、登録を行っている者
・ＲＣＣＭ「都市計画及び地方計画部門」の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

②　平成21年度以降に、上記(２)に掲げる業務の経験を有する者であること。

③　申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

（４）上記（１）から（３）に定めるものの他、掲示文及び入札説明書に定める事項に違反する者でないこと。

３　総合評価に係る事項

（１）総合評価の方法

１）技術提案書の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

① 企業の経験及び能力
② 予定管理技術者の経験及び能力
③ 実施方針
④ 評価テーマに関する技術提案
⑤ 技術提案の履行確実性

技術評価点＝（技術評価点の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（①、②に係る評価点）+（技術提案評価点）×（⑤の評価に基づく履行確実性度）

入札参加者全員の入札価格が、調査基準価格（予定価格に10分の７を乗じて得た額。以下同じ。）以上の場合は、上記「技術点」の算式中「履行確実性度」を１（100％）

とする。

技術提案評価点＝（③に係る評価点）＋（④に係る評価点）

2）価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格点30点とする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

3）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（２）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（１）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

４　入札手続等

（１）入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

本業務の競争参加希望者に対し、令和元年７月17日（水）から令和元年８月30日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし正午から午後１時の間は除く）以下の場所で交付する。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙１　機密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7
八重洲ファーストフィナンシャルビル18階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部　事業推進第１課
電話03-5200-8619（担当：江村、金岡、森川）

（２）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：令和元年７月17日（水）から令和元年８月１日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

提出場所：〒103-0028　東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル18階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
都心業務部　事業推進第１課
電話03-5200-8619（担当：江村、金岡、森川）

提出方法：申請書は、「別記様式１『申請書』（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式） にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付

するのは「別記様式１」のみとする。）

あわせて、別記様式１（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参または郵送が必要となります。

＜承諾を得て紙入札とする場合＞

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。

（３）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時、場所及び入札書の提出方法

日　　時：令和元年９月２日（月）午前10時から正午まで

ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。

場　　所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課　電話03-5323-4782

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（簡易書留に限る）することとし、電送によるものは受け付けない。

②　開札の日時及び場所

日　　時：令和元年９月３日（火）14時

場　　所：〒163－1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課　電話03-5323-4782

（４）再公募について

本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

５　その他

（１）入札保証金及び契約保証金　免除

（２）入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（１）③に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４（２）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、令和元年７月26日（金）までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)」を提出し、本件の競争参加資格の確認を受け、かつ、開札の時までに当該資格の認定を受けなければならない。

（４）技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒ

アリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照）

（５）独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

（６）問い合わせ先

①　申請書及び資料について

上記４（２）の提出場所に同じ。

②　平成31・32年度の競争参加資格について

〒163-1313　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課　電話03－5323－0469

（７）詳細は入札説明書による。

以　上

別紙１

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和　殿

（住　所）
（会社名）
（代表者名）　　印

機密保持に関する確認書

当社は、「令和元年度都心部・臨海地域における駅まち一体開発検討業務」への参加検討のため、貴機構より開示される対象施設の詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

１．当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」といいます。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２．当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本確認書に定める機密保持義務を負うものとします。

３．当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。

イ　司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合

ロ　本件参加検討のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件参加検討に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の機密保持義務を課した上で機密情報を開示する場合

４．次に記載する情報については本確認書に定める機密情報に該当しないものとします。

イ　貴機構により開示された時点で、既に公知の情報

ロ　貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

ハ　貴機構に対して機密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５．当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。

６．当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

７．当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

（ご担当者様のご連絡先）
御部署
御氏名
tel）　－　－　fax）　－　－

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）もしくは届出書類を写しを添付すること。